

NACCSプログラム変更要望一覧（2021年度分）（継続検討案件）

※グレーにハイライトは重複案件

No.	業務区分	業務コード	要望の概要	現在のシステムの仕様 現在の運用【必須】	要望の詳細	理由・効果	検討結果
R02-058	通関		別送品申告書のNACCS対応化	マニュアル申告	NACCSによる申告により関税のNACCS納付が可能になる	書類提出、許可書の受領などの手間が省ける。また関税の納付に時間を要する	変更規模又は影響範囲が大きいため、次期更改で検討の対象とするべきか否かを今後精査する予定です。
R02-087	通関	MSF	動物検疫、食品届の資料添付の際の添付容量をMSX並みにアップ	現状5メガ	MSXは10メガにアップされたもののMSF01はまだ5メガのままである。商品の多様化や1申請での品目数の増加に伴い、資料も増大していることから容量アップを要望します。	送信可能容量にするため圧縮機能等を使用しているが、手間が掛かる。また、その圧縮機能を有しない装置であれば投資が必要になりコストが掛かってしまう。	関係省庁案件のため要望を伝達しました。なお、「MSF02の中の輸出入畜産物における添付ファイル機能」については、2021年9月の仕様変更（項番6N-21-01）により、添付ファイルの容量を1申請あたり10MBに変更しております。
R02-093	海上入出港	検疫入港届（WIT）入港届（明告書含む）	検疫所への入港届（明告書含む）を申請する際、内容に記載間違いがあった場合のエラー警告表示	「無線検疫審査結果通知の受理した番号」が乗組員の変更等により再発行になった際、誤って再発行前の番号で記載して送信した場合、エラー警告もなく送信済と表示される。送信出来たと思いついてしまう。※NACCSセンターに問い合わせると送信済になっている。しかしながら実際は検疫所には受信されない。	検疫所に入港届（明告書含む）を申請した際、「無線検疫審査結果通知の受理した番号」が再発行前の誤った番号で送信した場合にはエラー警告の表示が出るようにしてほしい。	記載間違いの番号で申請した場合、エラー表示が出れば記載間違いに気づく。※実際に起きた事例であり名古屋検疫所からもNACCS改善要望に働きかけるとのこと。	ご要望については、厚労省にお伝えした結果、実現の可否を含め継続して検討する旨回答を得ております。
R02-095	海上入出港	WVS	検索し、書類状態確認・処理状態の受理確認の完了の見える化	処理状態の受理を確認すると下線が青から紫に変更されるが分かりにくい。帳票確認（WNC）はあるが船名が分からない。	受理を確認すると、「受理」の文字を赤字等の分かりやすい色に変わるようにしてほしい。	内容を複数回確認しなくても済み、また帳票確認で別途確認しなくても済むので業務効率化につながる。	ご要望については、関係省庁にお伝えした結果、国交省、厚労省から実現の可否を含め継続して検討する旨回答を得ております。
R02-096	海上入出港	WPT	特に入港前統一申請において、新規登録サブメニュー内での船名表示	新規登録サブメニュー閲覧時は、船名の表示がない。	新規登録サブメニュー閲覧時に同メニュー内で船名が分かるように表示してほしい。	業務が途中で中断した後などの際に、サブメニュー内で船名表示があるとどの船の業務か一目でわかり、業務効率化・誤送信防止につながる。	ご要望については、関係省庁にお伝えした結果、国交省、厚労省、法務省から実現の可否を含め継続して検討する旨回答を得ております。
R02-109	通関	EAA, EAB	輸出許可後の大額から少額への変更	輸出許可後、大額→少額の変更（訂正）ができないので汎用申請によるマニュアルで対応している	大額から少額への輸出許可内容変更（数量変更等）がシステムでできるようにしてほしい	中古車輸出に於いて船積みキャンセルによる輸出の一部取りやめが多く、税関から申告は極力システムで行うよう言われている	税関案件のため要望を伝達
R02-110	通関	EAB	輸出許可後内容変更で大額から少額へ変わるためのシステム化	現在マニュアル対応となっている	システム化		税関案件のため要望を伝達
R02-111	通関	EAB	輸出許可後変更の件ですが、当初大額申告にて許可をいただきまして、その後、個数、金額訂正により、少額への変更となってしまう、その訂正業務をNACCSでの対応をご検討いただけませんか。	現在のシステムでは、対応できないため各官署の税関さんへ伺い訂正していただいております。	輸出、大額申告許可後の少額変更が可能にしたいだけではないでしょうか。	輸出許可後に個数、金額訂正により、少額になってしまう事がありまして、EABの変更を可能にいただきたく、時間的に輸出予定船への搭載可能となるためです。	税関案件のため要望を伝達
R02-119	通関	HYS	通関手帳（ATAカルネ）による物品の輸出入通関をシステム化して欲しい	なし	通関手帳による申告は、NACCSの対象外となっております。システム化していません。	税関へ出向く時間、コスト削減許可のスピードアップ	変更規模又は影響範囲が大きいため、次期更改で検討の対象とするべきか否かを今後精査する予定です。
R02-137	通関	IDA	関税割り当て証明書と原産地証明書の両方が必要な申告で、原産地証明書が未着の場合、提出猶予の入力ができない	マニュアルで提出猶予を申請している。	例えばフィリピン産のパイナップルの関税割り当て証明書を使用する場合、4桁のコードPHT1と入力するが、原産地証明書が手元にはない場合はPHT7と入力すればよいと思うのだが、PHT7とは入力できない。これを入力できるようにすれば、マニュアルで申告しなくて済む。	マニュアルでの提出猶予が不要となる。	税関案件のため要望を伝達
R02-138	通関	IDA	関税割り当て証明書と原産地証明書の両方が必要な申告で、関税割り当て証明書が未着の場合、提出猶予の入力ができない	マニュアルで提出猶予を申請している。	例えばフィリピン産のパイナップルの関税割り当て証明書を使用する場合、4桁のコードPHT1と入力するが、関税割り当て証明書が手元にはない場合の提出猶予を自動入力する方法がない。これを入力できるようにすれば、マニュアルで申告しなくて済む。	マニュアルでの提出猶予が不要となる。	税関案件のため要望を伝達

No.	業務区分	業務コード	要望の概要	現在のシステムの仕様 現在の運用【必須】	要望の詳細	理由・効果	検討結果
R02-151	通関	IDA IDC	17条免税の案件で、酒税の個別延納と減免税コード(11713/17条 再輸出免税輸出容器)がNACCS上でリンクができず、別離申告をしなくてはならないため改善したい。	ビール樽の17条免税の案件ですが、酒税の個別延納と減免税コード(11709/17条 再輸出免税輸入容器)がNACCS上でリンクができず、どうしても別離申告をしなくてはなりません。税関の説明では、容器免税(17条)は必要担保でなく、任意担保なので実際には担保を積まなくてもいいのですが、個別担保(この場合ビール液)に反応してしまうらしく、減免税コードの申請があるにも関わらず、個別担保は17条の担保が積まれていない。とエラーになってしまいます。 個別担保に、容器免税としての担保を実際に積みよいか確認したのですが、積むことはできるけど、NACCSのエラーは税関で改善できない。NACCSセンターの仕様の問題になる との回答でした	輸入申告で、酒税(ビール)、容器、を1件のIDC NACCSで申告できる仕様に変更頂きたい。	容器の別離申告は、マニュアル申告となり、税関へ直接持ち込みが発生している。弊社では、17条減免税で現象が発生しているが、その他の減免税コードと個別担保(任意)でリンクできない案件があるのではないかと思われる。	税関案件のため要望を伝達
R02-159	通関	IDA/IDA01	コソボ共和国の国コードでの事項登録ができる。	マニュアル申告を行い、税金は現金で直接納付を行っている。	国連LOCODEが無いが国として申告できるとされている国に関してはNACCSで使用できるようにして頂きたい。	マニュアル通関の削減及びPaperLessの実現申告から許可までの大幅な作業と時間短縮	税関案件のため要望を伝達
R02-167	通関	IDD→IDE	検査立会者コードの変更	検査立会者が吸収合併されて存在なくなったため、自由化申告でIBPの処理をしようとしたところ、「検査立会者コードが存在しない」が原因でNACCSIによるIBP申告ができない。 BP承認の後にIBPは必ず行うのに空白で送信できない、他の業者コードにATIに変更もできない。	①BP時の検査立会者の変更を承認後も可能とする、または事由コード(合併・変更等)を代替りのコードとして追加入力可能にする。 ②検査立会者のチェックを外す。	余分にかかる以下の手間が省略できる。 ・税関に相談しマニュアル処理で対応することとなり、旧税率で計算書作成もあり手間が掛かる。 ・税関側もマニュアル対応のため内部確認作業の負担が大きい。 ・また、荷主が業者リアルタイム口座で納付しているため、マニュアルになると使用できなくなり、即納で納付しなければならなくなる。	税関案件のため要望を伝達
R02-175	通関	MSF	動物検疫、食品届の資料添付の際の添付容量をMSX並みにアップ	現状5メガ	MSXは10メガにアップされたもののMSF01はまだ5メガのままである。商品の多様化や1申請での品目数の増加に伴い、資料も増大していることから容量アップを要望します。	送信可能容量にするため圧縮機能等を使用しているが、手間が掛かる。また、その圧縮機能を有しない装置であれば投資が必要になりコストが掛かってしまう。	ご要望については、関係省庁にお伝えした結果、農水省からMSF02については改変規模又は影響範囲が大きいと継続して具体的に検討する旨回答を得ております。
R02-187	その他	HYS	汎用申請手続種別コードの増設、もしくはその他届出等柔軟に手続き種別を選べるようにして頂きたい。	通関業法における汎用申請手続きがT01~T06までしかなく、在宅勤務の開始・終了の申出書(税関様式B第1113号)について、取り急ぎ手続きできなかった。	他港では、新型コロナウイルスの影響で、取り急ぎ書類提出が困難だったため、在宅勤務開始の申し出をするに当たりMSB業務で送信して口頭で受理されたとも聞いています。	使用頻度は僅少(案件発生時の都度)ですが、その他届出等で柔軟な手続き種別を選べるようにして頂けないでしょうか。	税関案件のため要望を伝達
R02-192	その他		「見本採取表」作成の新規業務	食品衛生法等の他法令にかかる官庁の公務員が見本採取を行う場合は、公務員が「見本採取表」作成し、税関が確認印を押印することになっているが、実態は、他官庁が、見本採取後、事務所に帰った後に「見本採取表」作成し、通関業者等が税関の確認印を押印してもらい、見本を採取した蔵置場に渡すとともに、1部を検疫所に返付している。 北海道内の食品手続きは、小樽検疫所で行っているが、主に冷凍冷蔵庫の多い、札幌、石狩での見本採取が多い。 (札幌から小樽検疫所へ行って「見本採取表」を受け取り、札幌、石狩の税関で確認印を受け、再度、検疫所に返付することは、非常に時間を要する。)	見本採取表(収去表を含む)は、検疫所が、NACCSで採取後発行し、関係先(税関、蔵置場、通関業者)にその通知を行う新規業務を作成して欲しい。 (検疫所が見本を採取した際に、発行する取扱いであるならば、事前通知(検疫所)→採取通知(確定した数量等の通知)の処理を行うことで可能と思われる。	NACCSで処理することにより、移動時間がなくなり、効率化が図られる。 (札幌-小樽間は、片道自動車で約1時間、電車を利用して、ほぼ同程度の時間が必要である)	ご要望については、関係省庁にお伝えした結果、厚労省から実現の可否を含め継続して検討する旨回答を得ております。

No.	業務区分	業務コード	要望の概要	現在のシステムの仕様 現在の運用【必須】	要望の詳細	理由・効果	検討結果
R02-198	通関	IDA	共通管理番号の保存期間を、現在の仕様である10日より長い期間として欲しいとの要望。	現状、IXX(関連省庁申告・申請状況照会)不可です。食品の共通管理番号の保存期間は合格後、10日(土日祝含む)共通管理番号が削除された場合、他法令と輸入申告のリンク付は不可となり、マニュアル扱いの入力となる。削除された共通管理番号をIDAで入力することはできないため、輸入承認証等識別コードに入力し、別途合格書は税関に提出。	食品等輸入届出の合格後の食品等輸入届出情報、並びに、合格後の食品等輸入届出情報のみが紐づいている場合の共通管理番号の保存期間を、現在の仕様である10日より長い期間として欲しい。		他の機能や業務により対応可能(予定)であるもの(新たなプログラム変更は不要)、対応時期を継続検討中
R02-212	その他		EPA/FTAへの活用	原産地証明に関わるデータ化を上記「輸出入書類の電子化」と合わせて加速化して頂けると有難い		RCEPやTPP11などEPA/FTAは世界的に拡大しているが事務面では負担が大きい。関連書類のデータ化は各業界だけで進みにくく、また輸出入業務、NACCSと連携した総合的なデータ化を進めて頂きたいと考えるため。	税関案件のため要望を伝達
R02-218	通関		IMの併せ運送の運送期間の延長の際に汎用申請で運送期間の延長が可能になるようにしたい。	IM後の運送期間の延長については通常マニュアル申請。CYO、BIA実施時には蔵入等承認済貨物(併せ運送)に係る保税運送承認期間についてチェックを行っていないため、CYO、BIA実施時に保税運送承認期間を超えてもエラーにはならない。	同利用者は官署自由化を活用し今後事業所を福岡→横浜に集約予定集約後横浜事務所で行ったIMに対し延長申請は福岡で提出する必要があるため。汎用申請業務で提出したい。		税関案件のため要望を伝達
R02-223	通関		海上貨物における輸出入マニフェスト通関のシステム化	NACCSで海上貨物における輸出入マニフェスト通関の業務が無い場合、マニュアル対応になっている。	海上貨物として小口の貨物を多数扱っているため、海上貨物においても輸出入マニフェスト通関が出来るようにして欲しいです。		税関案件のため要望を伝達
R02-234	海上入出港	VTX01	外国の寄港地について、順番の変更・削除が発生した場合に、港情報を容易に編集したい。	パッケージソフトの操作において、寄港地順を変更する場合、国内の寄港地はコピー&ペーストで移動が可能だが、外国寄港地は手入力のみとなっている。	パッケージソフトの操作において、国内寄港地のみ行コピーや寄港地順の変更・抜港表示での対応が可能だが、外国寄港地情報では手入力しかないので、寄港地が多い船舶に対しては、訂正時の負担が大きい。	外国の寄港地順を変更する場合や抜港等で削除する場合など、当該港情報に係るコピー&ペーストの操作ができれば、入力時間の短縮及び省力化が図れる。	ご要望については、関係省庁にお伝えした結果、国交省、法務省から実現の可否を含め継続して検討する旨回答を得ております。
R02-237	通関	AMA/KKA	AMA/KKA情報の保存期間	AMA/KKA情報の保存期間は現在10日間であるが、AMC/KKC前に税関確認等で長期になる事があり、	AMA/KKA情報の保存期間を2週間ほどに延期して欲しい。	AMC/KKCまでに情報が削除されず、再度事項登録を行わなくてすむ。	他の機能や業務により対応可能(予定)であるもの(新たなプログラム変更は不要)、対応時期を継続検討中
R02-242	通関	CKO	申告官署からの検査依頼をトリガーとした検査指定票出力を可能とする	自由化申告においては申告官署からの検査依頼に基づき蔵置官署が検査指定を行う必要がある。	蔵置官署が24時間対応官署の場合に申告官署(24時間対応)からの検査依頼をトリガーとした検査指定票出力を可能とする	早期に検査指定を受けることによって、貨物到着直後に検査指定を受けた貨物を税関担当官へ提示することを可能とし、貨物の迅速な搬出及び配送に資する。対象件数の配達日数を1日早めることができる	税関案件のため要望を伝達